

第六章 結論

6-1 本研究の結論

本研究の目的である施行実態、運用方法、効果の3つの目的に沿って、本研究の結論とする。

不法投棄防止条例の施行実態

不法投棄防止条例の施行実態として明らかとなったことは三つである。

一つ目は、項目における都道府県と保健所設置市の項目記載率に差が生じていることである。多くの項目では、都道府県と保健所設置市との項目記載率に差が見られた。しかし、都道府県が多い項目、保健所設置市が多い項目、項目によって都道府県・保健所設置市の記載率に差が見られ、これらに関係性は見られなかった。

二つ目は、条例と近隣自治体の関係である。近隣自治体では、項目記載率、記載している項目が近いという傾向があり、その理由は、条例を制定する際に、近隣自治体を参考とする自治体が多いからである。38項目中、20項目と約半分の項目が近隣自治体との関係が見られ、条例制定には、近隣自治体間での関係が大きく影響していると考えられる。また、近隣自治体との関係性が見られない項目に関しては、その自治体独特のものや、どの自治体でも記載されている項目であったまた、自治体単体でなく、地域としての項目も存在した。自治体だけでなく、その地域全体が抱える問題を改善するために記載していることが分かった。

三つ目は、罰則内容である。まず罰則が多く設けられている項目は、「保管の変更の届出」、「立ち入り検査」で、逆に、少ない項目は、「産業廃棄物管理責任者の設置」、「事故時の報告」、「支障の除去」である。

そして、その罰則内容についてだが、一番多い罰則が、「30万円以下の罰金」の30%、次が「20万円以下の罰金」の22%と、約半分がこれらの罰則内容となっている。そして、罰則内容として、最も厳しい内容となっている「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」を罰則としている自治体も13%と、3番目に高い数値となっている。また、懲役を課すとしているのが、全体の3割で、残りの7割は懲役を課していない。不法投棄に関する罰則は比較的軽い自治体が多いと言える。また、同都道府県では、その罰則内容がほぼ同様であることが分かった。

不法投棄防止条例の運用実態

そして、施行実態では近隣自治体と不法投棄防止条例の内容に関係性があることを明らかにしたが、運用実態では、都道府県と保健所設置市の関係を明らかにした。都道府県では、制定する条例の目的、対象が同一または類似する他自治体の条例を参考にしており自治体が多いのに対し、保健所設置市では、自県が制定しているために、その条例

を参考に作成するという事が多く、そのため近隣自治体では内容の近い条例が出来ていた。

次に、記載項目の運用状況に関しては、条例の運用方法は大きな差が見られなかったが、項目の記載理由では、自治体の抱える問題などで記載理由が変わっており、同じ項目でも、視点や意識の違いがあった。また、不法投棄問題は自治体だけの問題ではなく、事業者、排出業者らとの問題でもあることが分かった。例えば、廃止施設に関する調査では、廃止施設の処理に問題があり、事業者に解体する資力がなく、売却して再び処理施設として機能させるにも、その売却先も見つからない、その結果、廃止施設の放置という形となっていしまっているなど、各自治体と事業者との課題となっていることがわかった。

また、罰則規定の取り締まり方法だが、ほとんどの自治体では、条例の取り締まりを「立ち入り検査」により、行っていた。また、「立ち入り検査」だけでなく、「パトロール」と並行して、取り締まりを行っている自治体も見られた。条例の取り締まり方法を見ると、取り締まり方法が少ないからと言って、力が入っていないということではないが、複数の方法で、取り締まりに力を入れている自治体の存在があることが分かった。

不法投棄防止条例の効果

不法投棄防止条例の効果を解明するため、「不法投棄防止条例施行の有無での効果の違い」を調査した。

条例を施行している自治体とそうでない自治体の差を表すことにより、その条例の効果を明らかとした。

まず、不法投棄件数についてだが、条例施行自治体は大幅の減少が56%なのに対し、条例未施行自治体では、35%と条例施行の有無で差が見られる。また、条例施行自治体は、増加を示している自治体がないのに対し、条例未施行自治体では、21%の自治体で、増加を示している。

次に、不法投棄量だが、条例施行自治体では、約8割の自治体が大幅減少となっており、約9割の自治体で減少を示している。一方、条例未施行自治体では、大幅減少は約5割で、また、投棄件数と同じように、増加している自治体も多く見られる。

以上のことより、自治体によって、不法投棄件数・投棄量の増減には、若干のバラつきはあるものの、全体傾向としては条例施行自治体の方が、その数値が減少していることから、条例施行による効果があると言える。

近年、次々と不法投棄防止条例が制定されており、今後も増えることが予想される。しかし、現在、不法投棄がない自治体には、ただ近隣自治体が制定しているからという理由で制定するのではなく、制定する目的を明確にし、その目的に沿って条例を制定してもらいたい。現に、制定理由を近隣自治体の制定のためとしている自治体は、施行後効果が現れていない自治体も存在している。

また、条例は自治体だけの問題ではなく、事業者、排出業者、そして地域住民との問題であり、これらの問題は各自治体の取り組みが重要となる。

条例制定に大事なことは、発生している問題点、発生すると予想される問題点について、いかに的確な内容を取り込めるかであり、これを本研究の結論とする。

6-2 本研究の課題

6-2-1 対象自治体へのヒアリング調査

本研究では、不法投棄防止に関する条例の全体的な調査をインターネット調査とアンケート調査により行った。特に、アンケート調査により様々な疑問に回答していただくことができたが、そのアンケート調査で生まれた新たな疑問点を調査することが出来なかった。対象自治体に直接、ヒアリング調査を行い、更に内容のある調査を行うことが課題である。

6-2-2 調査対象

調査対象を自治体のみとしたことから、排出事業者、処理業者などの中間処理業者の意見を取り入れることができず。その中で、少し偏った考え方になった恐れがある。実際に、条例の影響を一番に受けて働いている中間処理業者の意見は必要な事項であり、一方的な意見のみで調査を進めてしまったことが課題である。